

事務連絡
令和4年12月27日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

インボイス制度の税制改正（案）に関する
リーフレットの周知について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年12月23日に閣議決定されました令和5年度税制改正大綱におきまして、インボイス制度の税制改正（案）として、主に中小事業者を対象とした税負担軽減措置が講じられることとなりました。また、令和4年度第2次補正予算においても、中小・小規模事業者向けの各種補助金の拡充が図られています。

この度、国土交通省より、各種支援措置の内容に関するリーフレット、免税事業者向けの制度概要に関するリーフレットが財務省および国税庁HPで公表されている旨の情報提供がありました。

併せて、令和4年11月21日付事務連絡にてご案内した、インボイス制度に関しての会報誌・業界誌等への寄稿、説明会への講師派遣等について、再度の検討依頼を受けております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、ご周知いただくとともに、貴協会におきましても、上記についてご検討いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_【財務省】リーフレット（インボイス制度の支援措置について）
- 02_【国税庁】リーフレット（免税事業者向けインボイス制度概要）

【参考 URL】

（財務省ホームページ）リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf



(国税庁ホームページ)リーフレット「免税事業者のみなさまへ令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>



以上

(担当) 事業部 川瀬

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp